

町独自事業者支援第5弾

新型コロナウイルス感染症対策へ取り組んでいる飲食店のみなさまへ

令和3年度事業

松伏町飲食店感染対策取組 支援金のお知らせ

○松伏町では、新型コロナウイルス感染症対策を実施している飲食店のみなさまへ、町独自支援として「松伏町飲食店感染対策取組店支援金」を交付します。

1. 支援額

○1事業者につき10万円の支援金を交付します。

2. 対象者

○次の事項に全て該当する方

- (1) 法人：町内に飲食店を有する法人
個人事業主：町内に住民登録がある飲食店事業者
- (2) 今後も事業を継続する意思のある者
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者でないこと
- (4) 支援金の趣旨・目的に照らして、支援金を交付することが適当でないと町長が認める者でないこと

3. 交付要件

○次の要件を満たしている方。

埼玉県で実施されている彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)又は他都道府県で同様の認証を受けている事業者

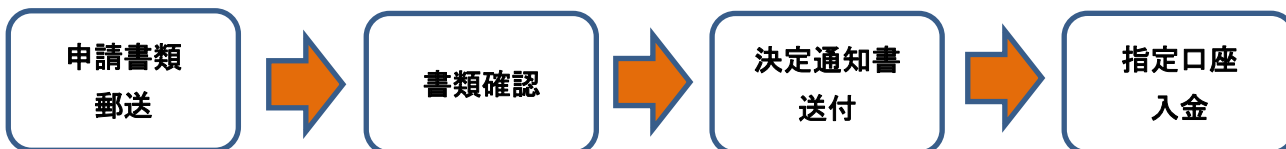
※他都道府県で同様の制度の認証を受けている事業者も含みます。

※認証を現在受けていない事業者の方は、認証を受けた後、申請が可能となります。

4. 申請期間

○令和3年10月20日(水)から令和3年12月28日(火)まで(当日消印有効)

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証を受けている事業者の場合



5. 申請書類

- ① 松伏町飲食店事業継続支援金交付申請書（兼）請求書
- ② 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）又は他都道府県で同様の制度の認証ステッカーが店舗に掲示している写真
※ステッカーの写真は、接写のみのものは不可
※写真のイメージは、「松伏町飲食店感染対策取組支援金Q & A」をご確認ください。
- ③ 振込先口座の通帳の写し（①表面②通帳を開いた1・2ページ）
- ④ 法人：店舗名の入った公共料金請求書の写し
（申請時最新のもの）
個人事業主：申請者の住所が確認できる書類
（運転免許証・マイナンバーカード等の写し）
- ⑤ その他、町長が必要と認める書類



【注意事項】

- ・申請は1事業者1回です。
- ・申請者名は、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）又は他都道府県で同様の制度の申請をした方のお名前をお願いします。
- ・申請内容に虚偽・不正等が発覚した場合、支援金を全額返還していただきます。
- ・申請書類の確認・振込先口座の確認のため、入金まで1か月程度いただく場合がございます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送のみでの申請となります。
- ・その他ご不明な点は、「松伏町飲食店感染対策取組店支援金Q & A」をご覧ください。

6. 申請方法

○必要書類を入れ、下記の宛先に郵送してください。

※配達記録の残る郵送方法を推奨します。

〒343-0192

松伏町松伏2424

松伏町役場 環境経済課 商工担当 行

松伏町飲食店感染対策取組店支援金申請書類在中

※ご不明な点がございましたら下記問い合わせ先にご連絡下さい

○松伏町役場 環境経済課 商工担当

TEL 048-991-1854（直通）